

那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決事項の指定についての一部を
改正する制定について

那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決事項の指定についての一部改正
についてを別紙のように制定する。

平成 28 年 10 月 26 日提出

提出者 那覇市・南風原町環境施設組合議会議員
古 堅 茂 治
賛成者 那覇市・南風原町環境施設組合議会議員
多 和 田 栄 子
那覇市・南風原町環境施設組合議会議員
大 城 勝

(提案理由)

法令の改廃に伴い、本組合の関係条例中、当該法令の題名及び条項の引用、
並びに用語を使用している場合の条例の改廃について、これを迅速に処理する
必要があるため、この案を提案する。

平成28年10月26日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合

議長 平良仁



那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決事項の指定についての一部を改正する制定について

那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決事項の指定について（平成12年2月17日議決）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、次の事項については、これを管理者において専決処分することができるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定及び当該法令の施行に必要な条例において当該法令と同一の用語を使用する規定の整備を内容とする条例の改正並びに廃止</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

附 則

本専決処分事項の指定は、議決の日から施行する。